

仙台市地域防災計画【共通編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																																																								
<p>第1部 第2章 第2節 想定される災害 P14~15</p>	<p>1. 本市において想定される地震 (中略)</p> <p>政府地震調査研究推進本部から公表されている成果物としては、海溝型地震と陸域の浅い地震(活断層)の2種類の長期評価があります。本市に大きな影響を与える地震として、前者の海溝型地震としては、日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)の中で、超巨大地震(東北地方太平洋沖型)、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震、宮城県沖の陸寄りですり返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震)の4つに分類されており、後者の陸域の浅い地震としては、平成14年2月に公表された長町一利府線断層帯の地震が挙げられます。本市の地震による災害想定では、これら直接的に大きな被害を伴うと想定されるものを取り扱い、政府地震調査研究推進本部により公表される成果物を参考にしながら、必要に応じて見直すものとします。なお、これまでに本市において実施した被害想定としましては、「仙台市防災都市づくり基本計画」の策定に際して実施したものと、その後の社会条件の変化等を踏まえて、それを見直した「平成14年度仙台市地震被害想定調査報告書(平成14年12月)」とがあります。</p> <p>(1) 海溝型の地震(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月及び令和5年1月)による)</p> <p>ア 超巨大地震(東北地方太平洋沖型) (中略)</p> <p>表1 超巨大地震(東北地方太平洋沖型)の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月))</p> <table border="1" data-bbox="368 1472 1457 1850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等 <small>注1.3</small></th> <th>地震後経過率 (期末) <small>注5</small></th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03</td> <td rowspan="5">地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.06~0.07</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.08~0.09</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.10~0.11</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 (2019年1月1日時点)</td> <td colspan="2">0.01</td> <td>経過時間約7.8年を平均発生間隔約550年~600年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td colspan="2">M9.0程度^{注4}</td> <td>東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ~ウ(略)</p>	項目	将来の地震発生確率等 <small>注1.3</small>	地震後経過率 (期末) <small>注5</small>	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	0.03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した	今後20年以内の発生確率	ほぼ0%	0.05	今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	0.06~0.07	今後40年以内の発生確率	ほぼ0%	0.08~0.09	今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	0.10~0.11	地震後経過率 (2019年1月1日時点)	0.01		経過時間約7.8年を平均発生間隔約550年~600年で除した値	次の地震の規模	M9.0程度 ^{注4}		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。	<p>1. 本市において想定される地震 (中略)</p> <p>政府地震調査研究推進本部から公表されている成果物としては、海溝型地震と陸域の浅い地震(活断層)の2種類の長期評価があります。海溝型地震のうち宮城県内に被害を及ぼす可能性のある地震としては、日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)の中で、超巨大地震(東北地方太平洋沖型)、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震、宮城県沖の陸寄りですり返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震)、海溝寄りのプレート間地震、沈み込んだプレート内の地震等が挙げられています。また、本市に大きな影響を与える活断層の地震としては、平成14年2月に公表された長町一利府線断層帯の地震が挙げられます。本市の地震による災害想定では、これら直接的に大きな被害を伴うと想定されるものを取り扱い、政府地震調査研究推進本部等から公表される成果物を参考にしながら、必要に応じて見直すものとします。</p> <p>これまでに本市において実施した地震被害想定には、「仙台市防災都市づくり基本計画」の策定に際して実施したものと、その後の社会条件の変化等を踏まえて、それを見直した「平成14年度仙台市地震被害想定調査報告書(平成14年12月)」があります。また、東日本大震災後に実施された地震被害想定には、中央防災会議が公表する「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定(令和3年12月)」及び宮城県が公表する「宮城県第五次地震被害想定調査報告書(令和5年11月)」があります。</p> <p>(1) 海溝型の地震(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)及び令和6年1月1日現在の長期評価による)</p> <p>ア 超巨大地震(東北地方太平洋沖型) (中略)</p> <p>表1 超巨大地震(東北地方太平洋沖型)の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)及び令和6年1月1日現在の長期評価)</p> <table border="1" data-bbox="1534 1478 2623 1850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>地震後経過率 (期末)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03</td> <td rowspan="5">地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.06~0.07</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.08~0.09</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.10~0.11</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 (2024年1月1日時点)</td> <td colspan="2">0.02</td> <td>経過時間約12.8年を平均発生間隔約550年~600年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td colspan="2">M9.0程度</td> <td>東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ~ウ(略)</p>	項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率 (期末)	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	0.03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した	今後20年以内の発生確率	ほぼ0%	0.05	今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	0.06~0.07	今後40年以内の発生確率	ほぼ0%	0.08~0.09	今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	0.10~0.11	地震後経過率 (2024年1月1日時点)	0.02		経過時間約12.8年を平均発生間隔約550年~600年で除した値	次の地震の規模	M9.0程度		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。	<p>地震調査研究推進本部より評価が示されている地震の記載追加</p> <p>中央防災会議及び宮城県の被害想定を追加</p> <p>長期評価による地震発生確率値の更新に伴う修正</p>
項目	将来の地震発生確率等 <small>注1.3</small>	地震後経過率 (期末) <small>注5</small>	備考																																																								
今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	0.03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した																																																								
今後20年以内の発生確率	ほぼ0%	0.05																																																									
今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	0.06~0.07																																																									
今後40年以内の発生確率	ほぼ0%	0.08~0.09																																																									
今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	0.10~0.11																																																									
地震後経過率 (2019年1月1日時点)	0.01		経過時間約7.8年を平均発生間隔約550年~600年で除した値																																																								
次の地震の規模	M9.0程度 ^{注4}		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。																																																								
項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率 (期末)	備考																																																								
今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	0.03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した																																																								
今後20年以内の発生確率	ほぼ0%	0.05																																																									
今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	0.06~0.07																																																									
今後40年以内の発生確率	ほぼ0%	0.08~0.09																																																									
今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	0.10~0.11																																																									
地震後経過率 (2024年1月1日時点)	0.02		経過時間約12.8年を平均発生間隔約550年~600年で除した値																																																								
次の地震の規模	M9.0程度		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。																																																								

旧頁	旧	新	備考																																	
<p>第1部 第2章 第2節 想定される災害 P15～17</p>	<p>エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震） （中略）</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（令和5年1月））</p> <table border="1" data-bbox="359 457 1466 1024"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～1 4～30% 70%～80% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上</td> <td>BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき$\alpha=0.10$（データから最尤法により求めた値）~ 0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 （2023年1月1日時点）</td> <td>0.31</td> <td>経過時間約11.8年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（追加）</p>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0～ 1 4 ～30% 70%～ 80 % 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値） ~ 0.24 （陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	地震後経過率 （2023年1月1日時点）	0.31	経過時間約 11.8 年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	<p>エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震） （中略）</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）及び令和6年1月1日現在の長期評価）</p> <table border="1" data-bbox="1525 457 2632 1024"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～2 8～30% 70%～90% 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上</td> <td>BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき$\alpha=0.10$（データから最尤法により求めた値）~ 0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 （2024年1月1日時点）</td> <td><u>0.34</u></td> <td>経過時間約<u>12.8</u>年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">オ 海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）</p> <p style="text-align: center;">青森県東方沖から房総沖の海溝寄りの領域では、プレート境界の浅い部分において津波を伴う地震が発生したことが知られています。</p> <p style="text-align: center;">17世紀以降では、1611年の慶長三陸地震、1677年11月の延宝房総沖地震、1896年の明治三陸地震が発生し、これらは揺れが小さいものの大きな津波をもたらす地震（「津波地震」と呼ばれる。）として知られています。また、海溝寄りの領域も活動して発生した2011年の東北地方太平洋沖地震を含めると、約411年間に4回発生したと評価されており、今後30年以内の発生確率は30%程度と推定されています（表5）。</p> <p style="text-align: center;">表5 青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）の発生確率（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月））</p> <table border="1" data-bbox="1537 1541 2620 1864"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率</td> <td>9% 20%程度 30%程度 30%程度 40%程度</td> <td>1600年から2011年3月11日14時46分までの約411年間に顕著な津波を伴った地震が青森県東方沖及び岩手県沖北部から房総沖の海溝寄りで4回発生したと判断し、発生頻度を102.8年に1回とし、ポアソン過程を用いて青森県東方沖から房総沖の海溝寄りのどこかで発生する確率を算出した。</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>Mt8.6～9.0*</td> <td>過去に発生した地震のMt等を参考にして判断した。 津波地震である場合、MはMtより小さい。*</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※Mtは津波マグニチュードを示す。</p>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0～ 2 8 ～30% 70%～ 90 % 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値） ~ 0.24 （陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	地震後経過率 （2024年1月1日時点）	<u>0.34</u>	経過時間約 <u>12.8</u> 年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	9% 20%程度 30%程度 30%程度 40%程度	1600年から2011年3月11日14時46分までの約411年間に顕著な津波を伴った地震が青森県東方沖及び岩手県沖北部から房総沖の海溝寄りで4回発生したと判断し、発生頻度を102.8年に1回とし、ポアソン過程を用いて青森県東方沖から房総沖の海溝寄りのどこかで発生する確率を算出した。	次の地震の規模	Mt8.6～9.0*	過去に発生した地震のMt等を参考にして判断した。 津波地震である場合、MはMtより小さい。*	<p>長期評価による地震発生確率値の更新に伴う修正</p> <p>地震調査研究推進本部より評価が示されている地震の記載追加</p>
項目	将来の地震発生確率等	備考																																		
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0～ 1 4 ～30% 70%～ 80 % 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値） ~ 0.24 （陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																																		
地震後経過率 （2023年1月1日時点）	0.31	経過時間約 11.8 年を平均発生間隔38.0年で除した値																																		
次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																																		
項目	将来の地震発生確率等	備考																																		
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0～ 2 8 ～30% 70%～ 90 % 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値） ~ 0.24 （陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																																		
地震後経過率 （2024年1月1日時点）	<u>0.34</u>	経過時間約 <u>12.8</u> 年を平均発生間隔38.0年で除した値																																		
次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																																		
項目	将来の地震発生確率等	備考																																		
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	9% 20%程度 30%程度 30%程度 40%程度	1600年から2011年3月11日14時46分までの約411年間に顕著な津波を伴った地震が青森県東方沖及び岩手県沖北部から房総沖の海溝寄りで4回発生したと判断し、発生頻度を102.8年に1回とし、ポアソン過程を用いて青森県東方沖から房総沖の海溝寄りのどこかで発生する確率を算出した。																																		
次の地震の規模	Mt8.6～9.0*	過去に発生した地震のMt等を参考にして判断した。 津波地震である場合、MはMtより小さい。*																																		

旧頁	旧	新	備考									
<p>第1部 第2章 第2節 想定される災害 P17</p>	<p>(追加)</p> <p>(2) 長町一利府線断層帯（長町一利府線断層帯の評価（平成14年2月）及び平成24年1月1日現在の長期評価による）</p> <p>長町一利府断層帯は、利府町から本市を経て村田町にかけて、おおむね北東－南西方向に延びており、長町一利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層、円田断層によって構成される長さ21～40kmの西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。（円田断層以外の断層については、第1節2 地形・地質の概要 (3)活断層 を参照）</p> <p>本断層帯の活動については、第四紀後期における活動が確かめられている区間の長さから経験則に基づき、ずれの量は上下成分で2m、活動間隔は3,000年程度以上であると推定されていますが、様々なデータから得られる最も新しい活動は、約16,000年前以後にあったと考えられています。</p> <p>今後の発生確率については、今後30年以内は1%以下、今後50年以内では2%以下、100年以内では3%以下と推定されており、発生する可能性としては、我が国の主な活断層帯の中ではやや高いグループに属すると考えられています。なお、地震の規模は、マグニチュード7.0～7.5程度と考えられています。</p>	<p><u>カ 沈み込んだプレート内の地震（スラブ内地震）</u></p> <p>プレートの内部に力が加わって発生する地震は「プレート内地震」と呼ばれます。</p> <p>日本海溝沿いでは、太平洋プレートが陸のプレートまたはフィリピン海プレートの下に沈み込む領域で、マグニチュード7程度のプレート内地震が発生したことが知られており、「沈み込んだプレート内の地震」または「スラブ内地震」と呼ばれます。</p> <p>2011年の東北地方太平洋沖地震以降は、沈み込んだプレート内（スラブ内）の地震が高い頻度で発生しており、2011年4月に宮城県沖で発生したマグニチュード7.2の地震や、2022年3月の福島県沖の地震（マグニチュード7.4）等も、このプレート内地震であるとされています（表6）。</p> <p><u>表6 青森県東方沖及び岩手県沖北部から茨城県沖にかけての沈み込んだプレート内の地震の発生確率（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月））</u></p> <table border="1" data-bbox="1537 768 2623 1165"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率</td> <td>30～40% 50～60% 60～70% 70～80% 80～90%</td> <td>1923年から2011年3月11日14時46分までの約88年間にM7.0以上の地震が3～4回発生したため、発生頻度を22.0～29.4年に1回とし、ポアソン過程を用いて発生確率を算出した。 東北地方太平洋沖地震以降、当該地震が高い頻度で発生していることから、発生確率はより高い可能性がある。</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.0～7.5程度</td> <td>過去に発生した地震のMを参考にして判断した。 ただし、同じ太平洋プレートが沈み込む千島海溝沿いでは、M8.2の地震が発生しているため、日本海溝沿いでも同様の地震が発生する可能性がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長町一利府線断層帯（長町一利府線断層帯の評価（平成14年2月）及び平成24年1月1日現在の長期評価による）</p> <p>長町一利府線断層帯は、利府町から本市を経て村田町にかけて、おおむね北東－南西方向に延びており、長町一利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層、円田断層によって構成される長さ21～40kmの西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。（円田断層以外の断層については、第1節2 地形・地質の概要 (3)活断層 を参照）</p> <p>本断層帯の活動については、第四紀後期における活動が確かめられている区間の長さから経験則に基づき、ずれの量は上下成分で2m、活動間隔は3,000年程度以上であると推定されていますが、様々なデータから得られる最も新しい活動は、約16,000年前以後にあったと考えられています。</p> <p>今後の発生確率については、今後30年以内は1%以下、今後50年以内では2%以下、100年以内では3%以下と推定されており、発生する可能性としては、我が国の主な活断層帯の中ではやや高いグループに属すると考えられています。なお、<u>断層帯全体が一つの活動区間として活動した場合</u>の地震の規模は、マグニチュード7.0～7.5程度と考えられています。</p>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	30～40% 50～60% 60～70% 70～80% 80～90%	1923年から2011年3月11日14時46分までの約88年間にM7.0以上の地震が3～4回発生したため、発生頻度を22.0～29.4年に1回とし、ポアソン過程を用いて発生確率を算出した。 東北地方太平洋沖地震以降、当該地震が高い頻度で発生していることから、発生確率はより高い可能性がある。	次の地震の規模	M7.0～7.5程度	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。 ただし、同じ太平洋プレートが沈み込む千島海溝沿いでは、M8.2の地震が発生しているため、日本海溝沿いでも同様の地震が発生する可能性がある。	<p>地震調査研究推進本部より評価が示されている地震の記載追加</p> <p>記述の適正化</p>
項目	将来の地震発生確率等	備考										
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	30～40% 50～60% 60～70% 70～80% 80～90%	1923年から2011年3月11日14時46分までの約88年間にM7.0以上の地震が3～4回発生したため、発生頻度を22.0～29.4年に1回とし、ポアソン過程を用いて発生確率を算出した。 東北地方太平洋沖地震以降、当該地震が高い頻度で発生していることから、発生確率はより高い可能性がある。										
次の地震の規模	M7.0～7.5程度	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。 ただし、同じ太平洋プレートが沈み込む千島海溝沿いでは、M8.2の地震が発生しているため、日本海溝沿いでも同様の地震が発生する可能性がある。										

第1部
第2章
第2節
想定される災害
P18

(3) ~~地震災害の想定規模~~

想定される地震と災害規模

※「災害規模」とは、地震や津波によってもたらされる人的・物的被害状況やライフラインの途絶状況などを判断基準として考えたものである。

※ 上記各地震想定モデルはあくまでも想定であるため、「災害規模」はある程度の幅を持って表している。

(追加)

(3) 地震被害想定

(図削除)

地震被害想定は、地震による具体的な被害を算定して被害の規模や全体像を明らかにし、防災対策の立案や周知等に活用することを目的として実施し、公表されています。

下記の被害想定は、地震動や津波の計算に基づいて、過去の大規模地震等の被害実態を踏まえた条件や手法等を用い、人的被害や物的被害等の具体的な被害が算定されています。

ア 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（内閣府・中央防災会議）

日本海溝・千島海溝で想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定や防災対策を内閣府がとりまとめ公表しています（被害想定結果は令和3年12月公表）。

この想定結果を踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定により、本市は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

イ 宮城県第五次地震被害想定調査（宮城県）

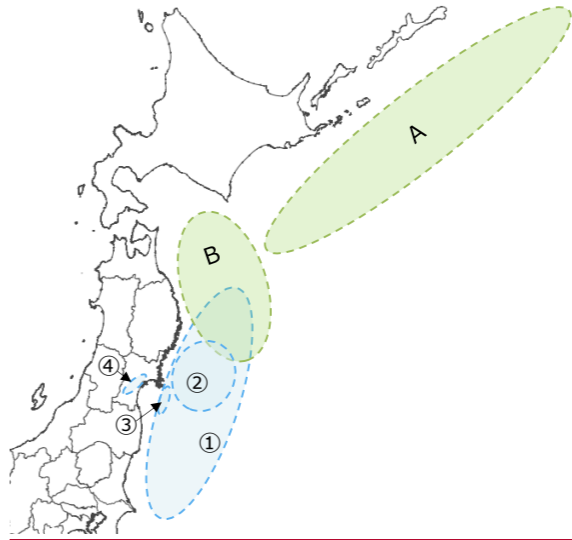
東日本大震災後の復興に向けたまちづくりがおおむね完了したことを踏まえ、令和3年度から5年度にかけて宮城県が調査し、復旧・復興の状況や科学的知見等を反映して、県全体及び各市町村の被害等が検討されています（令和5年11月公表）。

この想定調査では、県内の代表的な地震として、防災対策立案の基礎とするための4つの地震が選定されています。ただし、これ以外にも大きな被害をもたらす地震・津波が発生しうること十分に留意する必要があります。

表 被害想定が検討されている地震の概要

対象地震	マグニチュード	県内の最大震度	県内の最大津波高
<u>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定</u>			
<u>A 千島海溝モデル</u>	<u>M9.3</u>	<u>3以下</u>	<u>約11m</u>
<u>B 日本海溝モデル</u>	<u>M9.1</u>	<u>6強</u>	<u>約16m</u>
<u>宮城県第五次地震被害想定調査</u>			
<u>① 東北地方太平洋沖地震</u>	<u>M9.0</u>	<u>6強</u>	<u>約22m</u>
<u>② 宮城県沖地震（連動型）</u>	<u>M8.0</u>	<u>6強</u>	<u>約8m</u>
<u>③ スラブ内地震</u>	<u>M7.5</u>	<u>7</u>	<u>約1m</u>
<u>④ 長町-利府線断層帯地震</u>	<u>M7.5</u>	<u>7</u>	<u>津波なし</u>

中央防災会議及び宮城県の地震被害想定を記載

旧頁	旧	新	備考																																																
第1部 第2章 第2節 想定される災害 P18	<p><u>(追加)</u></p>	 <p>図 被害想定が検討されている地震の震源域 (宮城県第五次地震被害想定調査報告書より引用)</p>	中央防災会議及び宮城県の地震被害想定を記載																																																
第1部 第2章 第2節 想定される災害 P24~25	<p>3. 風水害等基礎調査 (中略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 風水害等危険区域の予測</p> <p>ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれのある区域</p> <p>浸水危険区域の予測は、過去の浸水実績や地形条件に着目し、これまでの豪雨に基づく統計的な雨量を用い、コンピューターシミュレーションにより氾濫範囲を想定しています。</p> <p>内水氾濫や各河川のシミュレーションにおける降雨の条件は異なっており、下表のとおりとなっています。</p> <p>また、これらのシミュレーションによる浸水想定区域は、各ハザードマップ等で表示されています。</p> <table border="1" data-bbox="371 1428 1469 1900"> <thead> <tr> <th>計算対象</th> <th>降水量</th> <th>作成主体</th> <th>指定・作成年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七北田川 (赤生津大橋から海まで)</td> <td>1日間降水量 549.5mm</td> <td>宮城県</td> <td>平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)</td> <td>1日間降水量 549.5mm</td> <td>宮城県</td> <td>平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)</td> <td>1日間降水量 747.0mm</td> <td>宮城県</td> <td>平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)</td> <td>2日間降水量 679mm</td> <td>国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td>令和4年2月1日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)</td> <td>2日間降水量 679mm</td> <td>宮城県</td> <td>令和元年5月31日</td> </tr> </tbody> </table>	計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日	七北田川 (赤生津大橋から海まで)	1日間 降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日	七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	1日間 降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日	梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1日間 降水量 747.0mm	宮城県	平成29年5月30日	広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間 降水量 679mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	令和4年2月1日	広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間 降水量 679mm	宮城県	令和元年5月31日	<p>3. 風水害等基礎調査 (中略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 風水害等危険区域の予測</p> <p>ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれのある区域</p> <p>浸水危険区域の予測は、過去の浸水実績や地形条件に着目し、これまでの豪雨に基づく統計的な雨量を用い、コンピューターシミュレーションにより氾濫範囲を想定しています。</p> <p>内水氾濫や各河川のシミュレーションにおける降雨の条件は異なっており、下表のとおりとなっています。</p> <p>また、これらのシミュレーションによる浸水想定区域は、各ハザードマップ等で表示されています。</p> <p>① 洪水予報河川・水位周知河川</p> <table border="1" data-bbox="1537 1428 2641 1900"> <thead> <tr> <th>計算対象</th> <th>降水量</th> <th>作成主体</th> <th>指定・作成年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七北田川 (赤生津大橋から海まで)</td> <td>1日間総雨量 549.5mm</td> <td>宮城県</td> <td>平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)</td> <td>1日間総雨量 549.5mm</td> <td>宮城県</td> <td>平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)</td> <td>1日間総雨量 747.0mm</td> <td>宮城県</td> <td>平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)</td> <td>2日間総雨量 679mm</td> <td>国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td>令和4年2月1日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)</td> <td>2日間総雨量 679mm</td> <td>宮城県</td> <td>令和元年5月31日</td> </tr> </tbody> </table>	計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日	七北田川 (赤生津大橋から海まで)	1日間 総雨量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日	七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	1日間 総雨量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日	梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1日間 総雨量 747.0mm	宮城県	平成29年5月30日	広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間 総雨量 679mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	令和4年2月1日	広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間 総雨量 679mm	宮城県	令和元年5月31日	表の修正
計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日																																																
七北田川 (赤生津大橋から海まで)	1日間 降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日																																																
七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	1日間 降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日																																																
梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1日間 降水量 747.0mm	宮城県	平成29年5月30日																																																
広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間 降水量 679mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	令和4年2月1日																																																
広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間 降水量 679mm	宮城県	令和元年5月31日																																																
計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日																																																
七北田川 (赤生津大橋から海まで)	1日間 総雨量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日																																																
七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	1日間 総雨量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日																																																
梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1日間 総雨量 747.0mm	宮城県	平成29年5月30日																																																
広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間 総雨量 679mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	令和4年2月1日																																																
広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間 総雨量 679mm	宮城県	令和元年5月31日																																																

旧頁	旧				新				備考
第1部 第2章 第2節 想定される災害 P25	名取川 (名取川頭首工から海まで)	2日間降水量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙山河川国道事務所	令和4年2月1日	名取川 (名取川頭首工から海まで)	2日間総雨量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙山河川国道事務所	令和4年2月1日	対象河川の追加
	旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)	24時間降水量 747mm	宮城県	令和元年5月31日	旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)	24時間総雨量 747mm	宮城県	令和元年5月31日	
	笹川 (唐松橋上流から名取川合流点まで)	2日間総雨量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙山河川国道事務所	令和4年2月1日	笹川 (唐松橋上流から名取川合流点まで)	2日間総雨量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙山河川国道事務所	令和4年2月1日	
	内水氾濫	令和元年10月12日～13日 1時間降水量 63.0mm (※)	仙台市	令和3年3月31日	<u>砂押川</u> (多賀城市市川橋から海まで)	24時間総雨量 723mm	宮城県	平成30年5月29日	
※ 過去50年における最大級の大雨					<u>増田川</u> (名取市上町川合流点から海まで)	24時間総雨量 747mm	宮城県	平成30年5月29日	
(追加)					② その他河川(中小河川)				中小河川の追加
※ 過去50年における最大級の大雨 イ 土砂災害のおそれのある区域 土砂災害のおそれのある区域として、 土砂災害危険箇所があります。また、土砂災害危険箇所を基に 法律により指定された土砂災害警戒区域等及び土砂三法に基づく指定区域があります。 これらの区域は仙台防災ハザードマップ等で表示されています。					計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日	
					<u>坪沼川</u> (村田町大字菅生字入谷地から名取川合流点まで)	24時間総雨量 734.2mm	宮城県	令和4年5月31日	
					<u>支倉川</u> (川崎町音無末沢1号橋から坪沼川合流点まで)	24時間総雨量 734.2mm	宮城県	令和4年5月31日	
					<u>笹川</u> (太白区自然観察の森付近から唐松橋付近まで)	2日間総雨量 607mm	宮城県	令和5年5月30日	
					<u>後田川</u> (八木山南四丁目緑地付近から笹川(中小河川)合流点まで)	2日間総雨量 607mm	宮城県	令和5年5月30日	
					<u>木流堀川</u> (金洗沢古墳付近から笹川合流点まで)	2日間総雨量 607mm	宮城県	令和5年5月30日	
					<u>藤川</u> (幸町南小学校付近から梅田川合流点まで)	1日間総雨量 747mm	宮城県	令和5年5月30日	
					③ 内水氾濫				表の修正
					計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日	
					<u>仙台市内</u>	令和元年10月12日～13日 1時間降水量 63.0mm (※)	仙台市	令和3年3月31日	
					※ 過去50年における最大級の大雨				
					イ 土砂災害のおそれのある区域				
					土砂災害のおそれのある区域として、「 <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u> 」(以下「 <u>土砂災害防止法</u> という。) <u>により</u> 指定された土砂災害警戒区域等及び土砂三法に基づく指定区域があります。 <u>土砂災害警戒区域等</u> は仙台防災ハザードマップ等で表示されています。				土砂災害危険箇所に関する記載の削除及び記述の適正化

旧頁	旧	新	備考								
<p>第1部 第2章 第2節 想定される災害 P25～27</p>	<p>① 土砂災害危険箇所について 「土砂災害危険箇所」とは、土砂災害のおそれのある場所で、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」の総称です。</p> <table border="1" data-bbox="433 359 1397 768"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流危険渓流</td> <td>土石流のおそれのある渓流（多くは市域西部の丘陵地や山地のほか市街地周辺の丘陵地にも分布）</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所</td> <td>地すべりのおそれのある箇所（広瀬川や七北田川などの河川に面した丘陵地や山地にかけて分布）</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>がけ崩れのおそれのある、がけの勾配が30度以上で、かつ高さが5メートル以上のがけ地（市街地周辺の丘陵地、市域西部の丘陵地及び山地に面したところに多く分布）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（資料10-1「土砂災害危険区域等一覧」参照）</p> <p>② 土砂災害警戒区域等について 「土砂災害危険箇所」を基に宮城県で調査を行って指定された区域で「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」があります。 （表省略） （資料10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照）</p> <p>③ 土砂三法に基づく指定区域について 土砂三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）に基づく指定区域とは、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」の総称です。 （表省略）</p>	名称	概要	土石流危険渓流	土石流のおそれのある渓流（多くは市域西部の丘陵地や山地のほか市街地周辺の丘陵地にも分布）	地すべり危険箇所	地すべりのおそれのある箇所（広瀬川や七北田川などの河川に面した丘陵地や山地にかけて分布）	急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れのおそれのある、がけの勾配が30度以上で、かつ高さが5メートル以上のがけ地（市街地周辺の丘陵地、市域西部の丘陵地及び山地に面したところに多く分布）	<p><u>（削除）</u></p> <p>① 土砂災害警戒区域等について 宮城県で調査を行って指定された区域で「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」があります。 （表省略） （資料10-1「土砂災害警戒区域等一覧」参照）</p> <p>② 土砂三法に基づく指定区域について 土砂三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）に基づく指定区域とは、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」の総称です。 （表省略） （資料10-2「土砂三法に基づく指定区域一覧」参照）</p>	<p>土砂災害危険箇所に関する記載の削除</p> <p>資料番号の繰り上げ</p> <p>参照資料の追加</p>
名称	概要										
土石流危険渓流	土石流のおそれのある渓流（多くは市域西部の丘陵地や山地のほか市街地周辺の丘陵地にも分布）										
地すべり危険箇所	地すべりのおそれのある箇所（広瀬川や七北田川などの河川に面した丘陵地や山地にかけて分布）										
急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れのおそれのある、がけの勾配が30度以上で、かつ高さが5メートル以上のがけ地（市街地周辺の丘陵地、市域西部の丘陵地及び山地に面したところに多く分布）										
<p>第1部 第2章 第3節 過去の災害による被害 P31</p>	<p>1. 地震被害 （中略） （1）（略） （2） 東日本大震災 ア 東日本大震災の特徴 （中略） 人的被害は死者1,002名（仙台市民）、行方不明者27名、負傷者は重傷者276名、軽傷者1,999名を数え、仙台市民の生命、財産に甚大な被害を及ぼしました。（平成29年3月1日時点）</p>	<p>1. 地震被害 （中略） （1）（略） （2） 東日本大震災 ア 東日本大震災の特徴 （中略） 人的被害は死者1,003名（仙台市民）、行方不明者27名、負傷者は重傷者276名、軽傷者2,033名を数え、仙台市民の生命、財産に甚大な被害を及ぼしました。（令和5年3月1日時点）</p>	<p>時点更新</p>								

旧頁	旧	新	備考																																																																												
第1部 第2章 第3節 過去の災害による被害 P31	イ 主な被害状況 (中略) (令和3年3月1日時点) <table border="1" data-bbox="439 346 1394 1123"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市有施設関係</td> <td>2,625億円</td> </tr> <tr> <td>水道、ガス、下水道などライフライン関係</td> <td>1,035億円</td> </tr> <tr> <td>地下鉄、道路橋りょう、公園など都市基盤関係</td> <td>1,270億円</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設など生活・衛生関係</td> <td>20億円</td> </tr> <tr> <td>学校、市営住宅、庁舎など建築物関係</td> <td>300億円</td> </tr> <tr> <td>その他公共施設</td> <td>1,452億円</td> </tr> <tr> <td>交通関係</td> <td>259億円</td> </tr> <tr> <td>ライフライン・保健医療関係</td> <td>32億円</td> </tr> <tr> <td>公共土木関係</td> <td>267億円</td> </tr> <tr> <td>文教関係</td> <td>875億円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19億円</td> </tr> <tr> <td>住家・宅地</td> <td>6,086億円</td> </tr> <tr> <td>農林水産業関係</td> <td>735億円</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設、農業用機械等</td> <td>721億円</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>漁業関係</td> <td>13億円</td> </tr> <tr> <td>商工業関係</td> <td>2,147億円</td> </tr> <tr> <td>被害推計額</td> <td>1兆3,045億円</td> </tr> </tbody> </table> ※概数であるため、合計額は一致しません。	項目	被害額	市有施設関係	2,625億円	水道、ガス、下水道などライフライン関係	1,035億円	地下鉄、道路橋りょう、公園など都市基盤関係	1,270億円	廃棄物処理施設など生活・衛生関係	20億円	学校、市営住宅、庁舎など建築物関係	300億円	その他公共施設	1,452億円	交通関係	259億円	ライフライン・保健医療関係	32億円	公共土木関係	267億円	文教関係	875億円	その他	19億円	住家・宅地	6,086億円	農林水産業関係	735億円	農地・農業用施設、農業用機械等	721億円	林業関係	1億円	漁業関係	13億円	商工業関係	2,147億円	被害推計額	1兆3,045億円	イ 主な被害状況 (中略) (令和5年3月1日時点) <table border="1" data-bbox="1605 346 2561 1123"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市有施設関係</td> <td>2,590億円</td> </tr> <tr> <td>水道、ガス、下水道などライフライン関係</td> <td>1,000億円</td> </tr> <tr> <td>地下鉄、道路橋りょう、公園など都市基盤関係</td> <td>1,270億円</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設など生活・衛生関係</td> <td>20億円</td> </tr> <tr> <td>学校、市営住宅、庁舎など建築物関係</td> <td>300億円</td> </tr> <tr> <td>その他公共施設</td> <td>1,452億円</td> </tr> <tr> <td>交通関係</td> <td>259億円</td> </tr> <tr> <td>ライフライン・保健医療関係</td> <td>32億円</td> </tr> <tr> <td>公共土木関係</td> <td>267億円</td> </tr> <tr> <td>文教関係</td> <td>875億円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19億円</td> </tr> <tr> <td>住家・宅地</td> <td>6,086億円</td> </tr> <tr> <td>農林水産業関係</td> <td>735億円</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設、農業用機械等</td> <td>721億円</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>漁業関係</td> <td>13億円</td> </tr> <tr> <td>商工業関係</td> <td>2,147億円</td> </tr> <tr> <td>被害推計額</td> <td>1兆3,010億円</td> </tr> </tbody> </table> ※概数であるため、合計額は一致しません。	項目	被害額	市有施設関係	2,590億円	水道、ガス、下水道などライフライン関係	1,000億円	地下鉄、道路橋りょう、公園など都市基盤関係	1,270億円	廃棄物処理施設など生活・衛生関係	20億円	学校、市営住宅、庁舎など建築物関係	300億円	その他公共施設	1,452億円	交通関係	259億円	ライフライン・保健医療関係	32億円	公共土木関係	267億円	文教関係	875億円	その他	19億円	住家・宅地	6,086億円	農林水産業関係	735億円	農地・農業用施設、農業用機械等	721億円	林業関係	1億円	漁業関係	13億円	商工業関係	2,147億円	被害推計額	1兆3,010億円	時点更新
項目	被害額																																																																														
市有施設関係	2,625億円																																																																														
水道、ガス、下水道などライフライン関係	1,035億円																																																																														
地下鉄、道路橋りょう、公園など都市基盤関係	1,270億円																																																																														
廃棄物処理施設など生活・衛生関係	20億円																																																																														
学校、市営住宅、庁舎など建築物関係	300億円																																																																														
その他公共施設	1,452億円																																																																														
交通関係	259億円																																																																														
ライフライン・保健医療関係	32億円																																																																														
公共土木関係	267億円																																																																														
文教関係	875億円																																																																														
その他	19億円																																																																														
住家・宅地	6,086億円																																																																														
農林水産業関係	735億円																																																																														
農地・農業用施設、農業用機械等	721億円																																																																														
林業関係	1億円																																																																														
漁業関係	13億円																																																																														
商工業関係	2,147億円																																																																														
被害推計額	1兆3,045億円																																																																														
項目	被害額																																																																														
市有施設関係	2,590億円																																																																														
水道、ガス、下水道などライフライン関係	1,000億円																																																																														
地下鉄、道路橋りょう、公園など都市基盤関係	1,270億円																																																																														
廃棄物処理施設など生活・衛生関係	20億円																																																																														
学校、市営住宅、庁舎など建築物関係	300億円																																																																														
その他公共施設	1,452億円																																																																														
交通関係	259億円																																																																														
ライフライン・保健医療関係	32億円																																																																														
公共土木関係	267億円																																																																														
文教関係	875億円																																																																														
その他	19億円																																																																														
住家・宅地	6,086億円																																																																														
農林水産業関係	735億円																																																																														
農地・農業用施設、農業用機械等	721億円																																																																														
林業関係	1億円																																																																														
漁業関係	13億円																																																																														
商工業関係	2,147億円																																																																														
被害推計額	1兆3,010億円																																																																														
第1部 第3章 第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱 P62	4. 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="379 1236 1442 1640"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本通運(株) (仙台支店) 福山通運(株) (仙台中支店) 佐川急便(株) (南東北支店) ヤマト運輸(株) (東北支社) 西濃運輸(株)</td> <td>1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	日本通運(株) (仙台支店) 福山通運(株) (仙台中支店) 佐川急便(株) (南東北支店) ヤマト運輸(株) (東北支社) 西濃運輸(株)	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	4. 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="1546 1236 2608 1640"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本通運(株) (仙台支店) 福山通運(株) (仙台中支店) 佐川急便(株) (南東北支店) ヤマト運輸(株) (東北統括) 西濃運輸(株)</td> <td>1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	日本通運(株) (仙台支店) 福山通運(株) (仙台中支店) 佐川急便(株) (南東北支店) ヤマト運輸(株) (東北統括) 西濃運輸(株)	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	名称の変更																																																																				
(略)	(略)																																																																														
日本通運(株) (仙台支店) 福山通運(株) (仙台中支店) 佐川急便(株) (南東北支店) ヤマト運輸(株) (東北支社) 西濃運輸(株)	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策																																																																														
(略)	(略)																																																																														
日本通運(株) (仙台支店) 福山通運(株) (仙台中支店) 佐川急便(株) (南東北支店) ヤマト運輸(株) (東北統括) 西濃運輸(株)	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策																																																																														
第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で災害に備える P71	【参考】市の取り組み (中略) 1～7 (略) 8. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防 仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や	【参考】市の取り組み (中略) 1～7 (略) 8. 擁壁の崩壊等による宅地災害の予防 仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や	記述の適正化																																																																												

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で 災害に備える P71</p>	<p>斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきています。このため市では、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定を行い、その区域内で行われる宅地造成に関する工事については、法に基づく技術基準を適用させることで災害の防止に努めています。</p> <p>一方、宅地造成等規制法の施行以前に造成された古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられます。このような地区では、昭和53年の宮城県沖地震、平成23年の東日本大震災でも明らかのように、他の地区に比べ大きな宅地被害の発生が予想されます。しかし、これらの危険な擁壁等を改善するためには多額の資金を要することのほか、建物等が支障となり工事が困難な場合があること、また、所有者が不在のため日常的に危険性を感じていない等の理由から改善が進まない現状も見受けられます。このため市では、パトロール等による防災指導や宅地所有者に対する個別の相談を行い、改善促進を図っています。</p> <p>また、市政だよりや市ホームページを通して宅地災害の予防を呼びかけるとともに、市政出前講座において「わが家の擁壁診断と防災対策」をテーマに、宅地災害に対する防災意識の啓発を行っています。</p>	<p>斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきています。市では、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域において行われる宅地造成に関する工事について</u>、法に基づく技術基準を適用させることで災害の防止に努めています。</p> <p>一方、古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられます。このような地区では、昭和53年の宮城県沖地震、平成23年の東日本大震災でも明らかのように、他の地区に比べ大きな宅地被害の発生が予想されます。しかし、これらの危険な擁壁等を改善するためには多額の資金を要すること等から改善が進まない現状も見受けられます。このため市では、<u>専門家が宅地擁壁の現地調査を行う専門家派遣制度や、宅地擁壁の安全対策工事に係る助成金制度等により改善促進を図っています。</u></p> <p><u>また、市内の既存の盛土等の調査を行い、現状を公表することで、宅地所有者等の宅地に対する防災意識の向上を図ります。</u></p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法の改正等のため</p>
<p>第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で 災害に備える P73~74</p>	<p>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 災害の危険がある箇所の確認 市ホームページに掲載する「せんだいくらしのマップ」や各種ハザードマップにより、河川氾濫や内水氾濫の浸水想定区域、<u>土砂災害の危険箇所</u>などを確認し、自宅や事業所等周辺の災害危険を把握します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市民、企業、地域団体等が行う安全対策 ア～イ (略)</p> <p>ウ 竜巻などの激しい突風や局地的大雨等、突発的に発生し甚大な被害をもたらす災害の安全対策においては、上記の施設等の整備に加え、緊急時の避難行動について十分に確認しておく必要があります。</p> <p>洪水による浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所</u>の側に自宅や事業所がある場合も、同様に確認しておく必要があります。(第5節「安全を確保するための行動を確認する」参照)</p>	<p>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 災害の危険がある箇所の確認 市ホームページに掲載する「せんだいくらしのマップ」や各種ハザードマップにより、河川氾濫や内水氾濫の浸水想定区域、<u>土砂災害のおそれのある区域</u>などを確認し、自宅や事業所等周辺の災害危険を把握します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市民、企業、地域団体等が行う安全対策 ア～イ (略)</p> <p>ウ 竜巻などの激しい突風や局地的大雨等、突発的に発生し甚大な被害をもたらす災害の安全対策においては、上記の施設等の整備に加え、緊急時の避難行動について十分に確認しておく必要があります。</p> <p>洪水による浸水想定区域内や<u>土砂災害警戒区域等</u>の側に自宅や事業所がある場合も、同様に確認しておく必要があります。(第5節「安全を確保するための行動を確認する」参照)</p>	<p>土砂災害危険箇所に関する記載の削除</p>
<p>第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で 災害に備える P74~75</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1 (略)</p> <p>2. パトロールと広報活動の実施 毎年6月は土砂災害防止月間となっており、県、市及び防災関係機関と合同パトロールを行うとともに、土砂災害危険箇所の点検や無許可の制限行為の有無、及び付近住民に対して防災意識の高揚を図るための広報活動等を実施しています。</p> <p>3~4 (略)</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1 (略)</p> <p>2. パトロールと広報活動の実施 毎年6月は土砂災害防止月間となっており、県、市及び防災関係機関と合同パトロール<u>に</u> <u>おいて土砂災害警戒区域等の点検</u>を行うとともに、住民に対して防災意識の高揚を図るための広報活動等を実施しています。</p> <p>3~4 (略)</p>	<p>土砂災害危険箇所に関する記載の削除</p>

旧頁	旧	新	備考
第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で 災害に備える P75	<p>5. 土砂災害危険箇所図の活用等 市民からの土砂災害危険箇所に関する問合せ、相談及び法指定区域の確認等に活用できる よう、宮城県が作成した「土砂災害危険箇所図」を市役所に常備しています。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>令和6年度以降、 土砂災害危険箇所図を活用しないことによる記載削除</p>
第2部 第1章 第4節 情報を入手する 方法を知る・確保する P82～83	<p>【参考】情報収集の方法 (中略)</p> <p>1. テレビ・ラジオ・インターネット等 (中略) また、パソコン(タブレット)やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページやSNS(ツイッター)などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。 なお、災害時には、インターネット上に根拠のない不確実な情報いわゆるデマが投稿されることがあります。公共機関の情報を確認するなど、こうした情報に惑わされないよう注意してください。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 危機管理局 ツイッター 仙台市が避難情報などを発信しています。このほか、防災豆知識や訓練・イベントなどをお知らせしています。 (アカウント名) @sendai_kiki</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>9. 仙台市避難情報ウェブサイト (中略)</p>	<p>【参考】情報収集の方法 (中略)</p> <p>1. テレビ・ラジオ・インターネット等 (中略) また、パソコン(タブレット)やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページやSNS(X(旧Twitter)、LINE)などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。 なお、災害時には、インターネット上に根拠のない不確実な情報いわゆるデマが投稿されることがあります。公共機関の情報を確認するなど、こうした情報に惑わされないよう注意してください。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 危機管理局 <u>X(旧Twitter)</u> 仙台市が避難情報などを発信しています。このほか、防災豆知識や訓練・イベントなどをお知らせしています。 (アカウント名) @sendai_kiki</p> <p>5 <u>仙台市LINE公式アカウント</u> <u>避難情報や地震・津波警報等の防災・気象情報のほか、市政に関するさまざまな情報をLINEで発信しています。</u> <u>(アカウント名) 仙台市 (ID: @sendai-city)</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>10. <u>津波避難広報ドローン</u> <u>津波警報等の発表された場合に、スピーカーを搭載したドローンが飛び立ち、あらかじめ定めたルートにおいて、自動運航による避難広報を実施します。</u></p> <p>11. 仙台市避難情報ウェブサイト (中略)</p>	<p>名称の変更及び 仙台市公式LINE を追記</p> <p>名称の変更</p> <p>新たな情報収集 方法の追加</p> <p>新たな情報収集 方法の追加</p>

旧頁	旧	新	備考
第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する P92	2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1)～(2) (略) (3) 風水害 (中略) ア (略) イ 風水害時の行動を確認する ① 市民や企業、地域団体等は、各種ハザードマップや市のホームページ等により、河川氾濫による浸水想定区域、 <u>土砂災害危険箇所</u> 、指定避難所の所在地や避難開始時期等について事前に確認するとともに、住居や勤務先の所在地を考慮して、安全な避難ルートを検討します。	2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1)～(2) (略) (3) 風水害 (中略) ア (略) イ 風水害時の行動を確認する ① 市民や企業、地域団体等は、各種ハザードマップや市のホームページ等により、河川氾濫による浸水想定区域、 <u>土砂災害警戒区域等</u> 、指定避難所の所在地や避難開始時期等について事前に確認するとともに、住居や勤務先の所在地を考慮して、安全な避難ルートを検討します。	土砂災害危険箇所に関する記載の削除
第2部 第2章 第1節 避難体制の整備 P106	3. 避難場所等の区分【危機管理局、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】 (中略) (1) 緊急時に活用する避難所・避難場所（指定緊急避難場所） (中略) ア 指定避難所 (中略) ※1 「津波避難エリア内」 <u>及び</u> 「浸水想定区域内」の指定避難所については、想定される浸水高以上の階に限定する。 ※2 「土砂災害警戒区域等」を敷地内に含む指定避難所については、該当部分に立ち入らないよう使用する。	3. 避難場所等の区分【危機管理局、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】 (中略) (1) 緊急時に活用する避難所・避難場所（指定緊急避難場所） (中略) ア 指定避難所 (中略) ※1 「津波避難エリア内」 <u>の指定避難所については、想定される基準水位（津波浸水想定で予測される最大浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水深）以上の階に使用を限定する。</u> ※2 「浸水想定区域内」の指定避難所については、想定される浸水深以上の階に使用を限定する。 ※3 <u>指定避難所の敷地内に「土砂災害警戒区域等」や「家屋等氾濫想定区域（河岸侵食）」（家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある区域）を含む場合、</u> 該当部分に立ち入らない。	宮城県より基準水位が公表されていることによる 家屋等氾濫想定区域（河岸侵食）内の対応を追加
第2部 第2章 第1節 避難体制の整備 P109	4. 危険区域等の避難所の取扱い【危機管理局、都市整備局、建設局】 (1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 土砂災害警戒区域等 <u>を敷地に含む避難所については、土砂災害の危険性を鑑み、基本的に避難場所となる体育館と校舎の両方が土砂災害警戒区域に含まれる場合は使用不可としている。</u> 土砂災害の危険度が高まった場合は避難情報を発令するとともに、発令対象地域の該当する避難所を選定し、開設する。 (資料 10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照) (2)～(3) (略)	4. 危険区域等の避難所の取扱い【危機管理局、都市整備局、建設局】 (1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 <u>指定避難所の校舎と体育館の両方が土砂災害警戒区域等に含まれる場合、</u> 土砂災害の危険性を鑑み、基本的に大雨時の避難所として使用しない。土砂災害の危険度が高まった場合は避難情報を発令するとともに、発令対象地域の該当する避難所を選定し、開設する。 (資料 10-1「土砂災害警戒区域等一覧」参照) (2)～(3) (略)	記述の適正化 資料番号の繰り上げ

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章 第1節 避難体制の整備 P109	(4) <u>河川氾濫による</u> 浸水想定区域の避難所 <u>河川氾濫による</u> 浸水想定区域内の指定避難所については、想定浸水深に基づき利用可能な階数をあらかじめ想定している。 河川氾濫が予想される場合は、避難情報の発令により、浸水想定区域外への早期の避難を促すものとし、区域内の避難所を緊急に活用する場合は、災害の状況等も踏まえ安全な階への避難を促すものとする。	(4) <u>洪水</u> 浸水想定区域の避難所 <u>洪水</u> 浸水想定区域内の指定避難所については、想定浸水深に基づき利用可能な階数をあらかじめ想定している。 <u>また、避難所の校舎と体育館の両方が家屋等氾濫想定区域（河岸侵食）に含まれる場合、河岸侵食の危険性を鑑み、基本的に大雨時の避難所として使用しない。</u> 河川氾濫が予想される場合は、避難情報の発令により、 <u>洪水</u> 浸水想定区域外への早期の避難を促すものとし、区域内の避難所を緊急に活用する場合は、災害の状況等も踏まえ安全な階への避難を促すものとする。	家屋等氾濫想定区域（河岸侵食）内の対応を追加
第2部 第2章 第1節 避難体制の整備 P109～110	5. 避難所機能の整備 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、都市整備局、建設局、 消防局、教育局 〕 (1) 指定避難所の整備 ア～カ（略） キ 防災対応型太陽光発電システムの整備 指定避難所等において、太陽光発電等と蓄電池を組み合わせたシステム <u>の導入を進め</u> 、非常時の昼夜を問わない一定の自立電源の確保を図る。 (2)～(3)（略） (4) 福祉避難所の整備 ア 通信手段及び非常用電源の確保 防災行政用無線及び非常用電源の整備等を行い、非常時の通信手段及び電源の確保に努める。 イ（略）	5. 避難所機能の整備 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、都市整備局、建設局、 消防局、教育局 〕 (1) 指定避難所の整備 ア～カ（略） キ 防災対応型太陽光発電システムの整備 指定避難所等において、太陽光発電等と蓄電池を組み合わせたシステム <u>を導入するとともに、既設の防災対応型太陽光発電システムについては、適切な維持管理により、非常時の昼夜を問わない一定の自立電源の確保を図る。</u> (2)～(3)（略） (4) 福祉避難所の整備 ア 通信手段及び非常用電源 <u>等</u> の確保 防災行政用無線及び非常用電源の整備等を行い、非常時の通信手段及び電源の確保に努める。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> イ（略）	仙台市国土強靱化地域計画との整合 防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合
第2部 第2章 第2節 津波災害の予防 P113～114	5. 情報伝達体制の整備 〔危機管理局、消防局、各区〕 (中略) (1) 仙台市津波情報伝達システム 津波警報等の発表時に、津波避難エリア内の市民や海岸施設利用者等へ迅速に情報を伝達するため、平成16年4月から防災行政用無線固定系の情報伝達機器を活用した「仙台市津波情報伝達システム」を運用しており、平成25年度より東日本大震災における新たな浸水エリア等への屋外拡声装置の拡充整備を実施 <u>している</u> 。 また、地域における円滑な避難行動を促すため、津波避難エリア内の町内会長等へ戸別受信装置を貸与している。 (資料4-1「仙台市津波情報伝達システム」参照)	5. 情報伝達体制の整備 〔危機管理局、消防局、各区〕 (中略) (1) 仙台市津波情報伝達システム 津波警報等の発表時に、津波避難エリア内の市民や海岸施設利用者等へ迅速に情報を伝達するため、平成16年4月から防災行政用無線固定系の情報伝達機器を活用した「仙台市津波情報伝達システム」を運用しており、平成25年度より東日本大震災における新たな浸水エリア等への屋外拡声装置の拡充整備を実施。 <u>令和4年度に宮城県が公表した津波浸水想定により拡大した津波浸水エリア等に対し、屋外拡声装置の追加整備を実施している。</u> また、地域における円滑な避難行動を促すため、津波避難エリア内の町内会長等へ戸別受信装置を貸与している。 (資料4-1「仙台市津波情報伝達システム」参照)	事業の追加

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章 第2節 津波災害の予防 P114	(2)～(4) (略) (5) SNS (ツイッター) 通信事業者が提供するインターネット上のサービスであるSNS (ツイッター) により津波情報や避難指示などの情報配信を行う。 (6)～(8) (略) <u>(追加)</u> (9) (略)	(2)～(4) (略) (5) SNS (<u>X (旧Twitter)、LINE</u>) 通信事業者が提供するインターネット上のサービスであるSNS (<u>X (旧Twitter)、LINE</u>) により津波情報や避難指示などの情報配信を行う。 (6)～(8) (略) <u>(9) 津波避難広報ドローン</u> <u>津波警報等の発表された場合に、スピーカーを搭載したドローンが飛び立ち、あらかじめ</u> <u>定めたルートにおいて、自動運航による避難広報を行う。</u> <u>(10) (略)</u>	名称の変更及び 仙台市公式LINE を追記 情報伝達手段の 追加
第2部 第2章 第5節 情報通信体制等 の整備 P129	1. 防災情報処理機能の充実 [危機管理局、消防局] (1)～(6) (略) (7) 仙台市災害時情報 発信 システムの整備 津波情報伝達システムや緊急速報メールなど、複数の伝達手段ごとに避難情報を発信していた作業を省力化し、市民や報道機関に素早く情報提供するため、一元的に操作する「災害時情報発信システム」を整備し、平成28年9月1日から運用を開始した。	1. 防災情報処理機能の充実 [危機管理局、消防局] (1)～(6) (略) (7) 仙台市災害時情報 一斉送信 システムの整備 <u>当該システムより発令した避難情報等が避難情報ウェブサイトやLアラートなどに一括して掲載される仕組みを構築しており、令和3年9月1日から運用を開始した。</u> <u>(連携ツール：避難情報ウェブサイト、危機管理局X (旧Twitter)、LINE、市ホームページ、Lアラート)</u>	システムの改修 及び名称変更
第2部 第2章 第5節 情報通信体制等 の整備 P129～130	2. 無線通信網の整備 [危機管理局、消防局、水道局、交通局、ガス局] (1) 防災行政用無線の整備 (中略) ア デジタル移動通信系 (260MHz帯デジタル方式) 災害時の情報収集・伝達体制確保のため、指定避難所である市立小中高等学校等にデジタル移動通信系を配備し平成23年1月から運用を開始した。 青葉区役所の災害情報センターに統制局及び市内4か所に基地局を配置し、市役所、区役所、指定避難所及び防災関係機関等に配備した約750基の移動局との通信を行う。平常時は行政事務連絡用として、災害時は災害情報の収集・伝達用として活用している。東日本大震災では一般電話回線が途絶又は輻輳等で通信に制約が生じた中で、防災行政用無線の有効性及び重要性があらためて認識されたことから、新たに協定を締結した福祉避難所等へ、拡充整備を推進してきたところであるが、令和2年度のIP系の整備に伴い、今後デジタル移動通信系の拡充整備は実施しないこととした。なお、避難所等との通信手段の令和3年度以降の運用は、IP系を主とし、デジタル移動通信系を副とする。 ※無線局の運用は本来、免許人(仙台市)以外の者が行ってはならないが、免許人以外の者が運用を行う場合は、電波法施行規則第5条の2及び平成7年3月31日付総務省告示183号に基づき、防災行政用無線を設置している防災関係機関等と、「仙台市防災行政用無線局設置等に関する覚書」を締結し、これに併せて無線局の運用証明書を交付する。	2. 無線通信網の整備 [危機管理局、消防局、水道局、交通局、ガス局] (1) 防災行政用無線の整備 (中略) <u>(削除)</u>	デジタル移動通信系の運用終了に伴う記載の削除

旧頁	旧	新	備考																																																		
<p>第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備 P130～131</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 固定系（60MHz帯アナログ／デジタル併用方式）「津波情報伝達システム」 消防局に親局設備を設置し、気象庁から津波警報等が発表されたとき、沿岸部等に設置した 76基の屋外拡声装置及び135台の戸別受信装置からサイレンや音声で津波情報や避難情報を一斉に伝達するもので、「津波情報伝達システム」として位置づけている。 (中略)</p> <p>エ IP系（携帯電話網のデータ通信機能利用方式） 携帯電話のデータ通信回線を使用した無線システムで、通信エリア内であれば全国で通信することができる。また、写真や動画の送受信が可能となるなど、高度な機能を有している。 デジタル移動通信系に替わる通信手段として、令和2年度に市役所、区役所、指定避難所及び防災関係機関等へ整備し、令和3年度以降、主たる通信手段として運用する。</p> <p>(2) 消防救急無線等の整備 (中略)</p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">令和4年度現況</th> <th style="width: 50%;">今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 585局 携帯局 6局</td> <td>・衛星地球局の改修</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 航空用無線 (中略)</p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">令和4年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">航空機局（ヘリコプター）</td> <td>固</td> <td>4局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空局（ヘリコプターと交信するための無線）</td> <td>固</td> <td>定</td> <td>3局</td> </tr> <tr> <td>携</td> <td>帯</td> <td>5局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 消防団用無線 (中略)</p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和4年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>据置型</td> <td>26台</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>262台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 業務用無線等</p> <p>ア 水道局 業務用無線設備及び携帯電話は、通常業務の連絡手段としての使用に加え、災害時には情報収集及び伝達の手段として活用するものであり、設備の現況は、無線設備が基地局11局、携帯用 57局、車載用 92局で、携帯電話が97台、衛星携帯電話が 19台である。</p>	令和4年度現況	今後の整備	消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 585 局 携帯局 6局	・衛星地球局の改修	令和4年度現況				航空機局（ヘリコプター）		固	4局	航空局（ヘリコプターと交信するための無線）	固	定	3局	携	帯	5 局	令和4年度現況		据置型	26台	携帯型	262台	<p>ア (略)</p> <p>イ 固定系（60MHz帯アナログ／デジタル併用方式）「津波情報伝達システム」 消防局に親局設備を設置し、気象庁から津波警報等が発表されたとき、沿岸部等に設置した 91基の屋外拡声装置及び135台の戸別受信装置からサイレンや音声で津波情報や避難情報を一斉に伝達するもので、「津波情報伝達システム」として位置づけている。 (中略)</p> <p>ロ IP系（携帯電話網のデータ通信機能利用方式） 携帯電話のデータ通信回線を使用した無線システムで、通信エリア内であれば全国で通信することができる。また、写真や動画の送受信が可能となるなど、高度な機能を有している。 <u>災害時は災害情報の収集・伝達用、平常時は行政事務連絡用として、市役所、区役所、指定避難所及び防災関係機関等に配備し、令和3年4月から運用を開始した。なお、IP系の運用開始以降、通信手段の副として運用していたデジタル移動通信系は、老朽化等により令和5年10月に運用を終了した。</u></p> <p>(2) 消防救急無線等の整備 (中略)</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">令和5年度現況</th> <th style="width: 50%;">今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 584局 携帯局 6局</td> <td>・衛星地球局の改修</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 航空用無線 (中略)</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">令和5年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">航空機局（ヘリコプター）</td> <td>固</td> <td>4局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空局（ヘリコプターと交信するための無線）</td> <td>固</td> <td>定</td> <td>3局</td> </tr> <tr> <td>携</td> <td>帯</td> <td>6局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 消防団用無線 (中略)</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>据置型</td> <td>26台</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>262台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 業務用無線等</p> <p>ア 水道局 業務用無線設備及び携帯電話は、通常業務の連絡手段としての使用に加え、災害時には情報収集及び伝達の手段として活用するものであり、設備の現況は、無線設備が基地局11局、携帯用 58局、車載用 93局で、携帯電話が97台、衛星携帯電話が 15台である。</p>	令和5年度現況	今後の整備	消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 584 局 携帯局 6局	・衛星地球局の改修	令和5年度現況				航空機局（ヘリコプター）		固	4局	航空局（ヘリコプターと交信するための無線）	固	定	3局	携	帯	6 局	令和5年度現況		据置型	26台	携帯型	262台	<p>時点更新</p> <p>デジタル移動通信系の運用終了に伴う追記</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p>
令和4年度現況	今後の整備																																																				
消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 585 局 携帯局 6局	・衛星地球局の改修																																																				
令和4年度現況																																																					
航空機局（ヘリコプター）		固	4局																																																		
航空局（ヘリコプターと交信するための無線）	固	定	3局																																																		
	携	帯	5 局																																																		
令和4年度現況																																																					
据置型	26台																																																				
携帯型	262台																																																				
令和5年度現況	今後の整備																																																				
消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 584 局 携帯局 6局	・衛星地球局の改修																																																				
令和5年度現況																																																					
航空機局（ヘリコプター）		固	4局																																																		
航空局（ヘリコプターと交信するための無線）	固	定	3局																																																		
	携	帯	6 局																																																		
令和5年度現況																																																					
据置型	26台																																																				
携帯型	262台																																																				

旧頁	旧	新	備考																												
第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備 P132	5. 停電を想定した防災体制の強化〔 財政局、経済局、環境局、各局区 〕 停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の燃料の確保体制を整え、通信の途絶を予防する。また、指定避難所等において、太陽光発電等と蓄電池を組み合わせたシステム の導入を進め 、非常時の昼夜を問わない一定の自立電源の確保を図る。	5. 停電を想定した防災体制の強化〔 財政局、経済局、環境局、各局区 〕 停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の燃料の確保体制を整え、通信の途絶を予防する。また、指定避難所等において、太陽光発電等と蓄電池を組み合わせたシステム を導入するとともに、既設の防災対応型太陽光発電システムについては、適切な維持管理により 、非常時の昼夜を問わない一定の自立電源の確保を図る。	仙台市国土強靱化地域計画との整合																												
第2部 第2章 第6節 救急救護体制の整備 P134～135	1. 救急救護体制の整備〔 消防局 〕 (1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。 ア 高規格救急自動車の整備 令和4年4月1日現在 37 台の高規格救急自動車を整備（予備車 9 台を含む） （資料5-2「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照） イ～エ（略） (2)～(8)（略） (9) 応急手当の普及啓発 救命効果の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習（eラーニング含む）や スマートフォン用 アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。	1. 救急救護体制の整備〔 消防局 〕 (1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。 ア 高規格救急自動車の整備 令和5年4月1日現在 39 台の高規格救急自動車を整備（予備車 11 台を含む） （資料5-2「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照） イ～エ（略） (2)～(8)（略） (9) 応急手当の普及啓発 救命効果の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習（eラーニング含む）や Web アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。	時点更新 アプリケーションの更新																												
第2部 第2章 第7節 消防体制の整備 P137	1. 消防施設の整備 (1)（略） (2) 航空消防体制の整備 （中略） また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時離着陸場）適地調査を毎年実施し、 平成31 年4月1日現在、 45 か所（常設訓練場を含む）を指定している。	1. 消防施設の整備 (1)（略） (2) 航空消防体制の整備 （中略） また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時離着陸場）適地調査を毎年実施し、 令和5 年4月1日現在、 46 か所（常設訓練場を含む）を指定している。	時点更新																												
第2部 第2章 第7節 消防体制の整備 P138	2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 （中略） <消防車両等> 令和4年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="359 1745 1466 1898"> <thead> <tr> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>はしご付消防自動車</th> <th>化学消防ポンプ自動車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急車</th> <th>消防ヘリコプター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20台</td> <td>27台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>9台</td> <td>37台</td> <td>2機</td> </tr> </tbody> </table>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20台	27台	6台	6台	9台	37 台	2機	2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 （中略） <消防車両等> 令和5年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="1525 1745 2632 1898"> <thead> <tr> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>はしご付消防自動車</th> <th>化学消防ポンプ自動車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急車</th> <th>消防ヘリコプター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20台</td> <td>27台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>9台</td> <td>39台</td> <td>2機</td> </tr> </tbody> </table>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20台	27台	6台	6台	9台	39 台	2機	時点更新
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																									
20台	27台	6台	6台	9台	37 台	2機																									
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																									
20台	27台	6台	6台	9台	39 台	2機																									

旧頁	旧	新	備考																								
第2部 第2章 第7節 消防体制の整備 P138	<p>3. 消防水利の整備</p> <p>(1) 消火栓・防火水槽 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><消防水利></p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>公設消火栓</td> <td>100㎡公設防火水槽</td> <td>40㎡公設防火水槽</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14,965基</td> <td style="text-align: center;">77基</td> <td style="text-align: center;">1,494基</td> </tr> </table>	公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽	14,965 基	77 基	1,494 基	<p>3. 消防水利の整備</p> <p>(1) 消火栓・防火水槽 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><消防水利></p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>公設消火栓</td> <td>100㎡公設防火水槽</td> <td>40㎡公設防火水槽</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>14,929</u>基</td> <td style="text-align: center;"><u>78</u>基</td> <td style="text-align: center;"><u>1,507</u>基</td> </tr> </table>	公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽	<u>14,929</u> 基	<u>78</u> 基	<u>1,507</u> 基	時点更新												
公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽																									
14,965 基	77 基	1,494 基																									
公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽																									
<u>14,929</u> 基	<u>78</u> 基	<u>1,507</u> 基																									
第2部 第2章 第7節 消防体制の整備 P138	<p>4. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><消防団の現況></p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>定員</th> <th>団員数</th> <th>充足率</th> <th>機械器具 置 場</th> <th>小型動力 ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団56分団</td> <td>2,344名</td> <td style="text-align: center;">1,872名</td> <td style="text-align: center;">79.9%</td> <td>117か所</td> <td>117台</td> </tr> </tbody> </table>	組織	定員	団員数	充足率	機械器具 置 場	小型動力 ポンプ付積載車	7団56分団	2,344名	1,872 名	79.9 %	117か所	117台	<p>4. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><消防団の現況></p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>定員</th> <th>団員数</th> <th>充足率</th> <th>機械器具 置 場</th> <th>小型動力 ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団56分団</td> <td>2,344名</td> <td style="text-align: center;"><u>1,853</u>名</td> <td style="text-align: center;"><u>79.1</u>%</td> <td>117か所</td> <td>117台</td> </tr> </tbody> </table>	組織	定員	団員数	充足率	機械器具 置 場	小型動力 ポンプ付積載車	7団56分団	2,344名	<u>1,853</u> 名	<u>79.1</u> %	117か所	117台	時点更新
組織	定員	団員数	充足率	機械器具 置 場	小型動力 ポンプ付積載車																						
7団56分団	2,344名	1,872 名	79.9 %	117か所	117台																						
組織	定員	団員数	充足率	機械器具 置 場	小型動力 ポンプ付積載車																						
7団56分団	2,344名	<u>1,853</u> 名	<u>79.1</u> %	117か所	117台																						
第2部 第2章 第11節 災害時要援護者 対策の推進 P153	<p>4. 外国人に対する災害予防計画〔文化観光局、消防局〕 (中略)</p> <p>(1) 避難場所の周知</p> <p style="text-align: center;">外国語対応の防災マップの作成や避難場所までの案内板等に外国語を併記し、外国人に対し て避難場所の周知を図る。</p>	<p>4. 外国人に対する災害予防計画〔文化観光局、消防局〕 (中略)</p> <p>(1) 避難場所の周知</p> <p style="text-align: center;"><u>多言語</u>対応の防災マップの作成や、<u>多言語による</u>避難場所までの案内板等に<u>より</u>、避難場所の 周知を図る。<u>なお、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。</u></p>	周知方法の具体化																								
第2部 第2章 第12節 物資・資機材等 確保体制の充実 P156	<p>2. 公的備蓄の推進〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕 (中略)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 福祉避難所指定施設における生活物資等の備蓄</p> <p>福祉避難所に指定している社会福祉施設等に食料及び飲料水、毛布等の生活物資のほか、電源確保のための資機材の配備を進める。</p>	<p>2. 公的備蓄の推進〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕 (中略)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 福祉避難所指定施設における生活物資等の備蓄</p> <p>福祉避難所に指定している社会福祉施設等に食料及び飲料水、毛布等の生活物資のほか、電源確保のための資機材の配備を進める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																								

旧頁	旧	新	備考																												
第2部 第2章 第12節 物資・資機材等 確保体制の充実 P156	4. 緊急輸送による物資・資機材の確保及び輸送等 【危機管理局、経済局】 全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、 緊急通行車両等に係る公安委員会への事前届出 を行うなど事前準備を整えておくものとする。 特に、災害時応援協定締結団体とは平時において、物資の集配拠点・配送システムの構築や緊急通行車両確保等について情報交換等を行う。	4. 緊急輸送による物資・資機材の確保及び輸送等 【危機管理局、経済局】 全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、 災害発生前に公安委員会への緊急通行車両であることの確認の申出 を行うなど事前準備を整えておくものとする。 特に、災害時応援協定締結団体とは平時において、物資の集配拠点・配送システムの構築や緊急通行車両確保等について情報交換等を行う。	災害対策基本法 施行令の改正による																												
第2部 第2章 第12節 物資・資機材等 確保体制の充実 P156	6. 井戸水の活用 【環境局】 (中略) <災害応急用井戸登録数> 令和4年9月30日現在 <table border="1" data-bbox="409 772 1478 863"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>132</td> <td>46</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>30</td> <td>296</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	132	46	50	38	30	296	6. 井戸水の活用 【環境局】 (中略) <災害応急用井戸登録数> 令和5年9月30日現在 <table border="1" data-bbox="1576 783 2644 873"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>127</td> <td>46</td> <td>50</td> <td>36</td> <td>30</td> <td>289</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	127	46	50	36	30	289	時点更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	132	46	50	38	30	296																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	127	46	50	36	30	289																									
第2部 第2章 第13節 廃棄物処理体制 の整備 P158	2. 緊急・応急体制の整備について (中略) (1) (略) (2) 応急体制の整備 (中略) <し尿の想定排出量> <table border="1" data-bbox="477 1251 1406 1409"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象人口</th> <th>想定排出量(1日当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常くみ取り世帯※1</td> <td>7千人</td> <td>28 kℓ</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>106千人</td> <td>159 kℓ</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>113千人</td> <td>187 kℓ</td> </tr> </tbody> </table> ※1 通常くみ取り世帯の人口は、令和4年4月現在の人口。 ※2 避難者の対象人口は、東日本大震災での最大避難者数とした。 ※3 1人1日当たりの排出量(原単位)は、避難所で1.5ℓ、通常くみ取り世帯では、簡易水洗トイレでの加水分を含め4.0ℓとした。		対象人口	想定排出量(1日当たり)	通常くみ取り世帯※1	7千人	28 kℓ	避難所	106千人	159 kℓ	合計	113千人	187 kℓ	2. 緊急・応急体制の整備について (中略) (1) (略) (2) 応急体制の整備 (中略) <し尿の想定排出量> <table border="1" data-bbox="1644 1251 2573 1409"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象人口</th> <th>想定排出量(1日当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常くみ取り世帯※1</td> <td>6千人</td> <td>24 kℓ</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>106千人</td> <td>159 kℓ</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112千人</td> <td>183 kℓ</td> </tr> </tbody> </table> ※1 通常くみ取り世帯の人口は、令和5年4月現在の人口。 ※2 避難者の対象人口は、東日本大震災での最大避難者数とした。 ※3 1人1日当たりの排出量(原単位)は、避難所で1.5ℓ、通常くみ取り世帯では、簡易水洗トイレでの加水分を含め4.0ℓとした。		対象人口	想定排出量(1日当たり)	通常くみ取り世帯※1	6千人	24 kℓ	避難所	106千人	159 kℓ	合計	112千人	183 kℓ	時点更新				
	対象人口	想定排出量(1日当たり)																													
通常くみ取り世帯※1	7千人	28 kℓ																													
避難所	106千人	159 kℓ																													
合計	113千人	187 kℓ																													
	対象人口	想定排出量(1日当たり)																													
通常くみ取り世帯※1	6千人	24 kℓ																													
避難所	106千人	159 kℓ																													
合計	112千人	183 kℓ																													
第2部 第2章 第15節 地盤災害の予防 P163~165	第15節 地盤災害の予防 【危機管理局、都市整備局、消防局】 本節では、 宅地擁壁等 の崩壊による宅地災害、急傾斜地におけるがけ崩れ、地すべり及び土石流等の土砂災害を予防するために必要な施策について定める。 1. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防 【都市整備局】 仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきている。	第15節 地盤災害の予防 【危機管理局、都市整備局、消防局】 本節では、 擁壁の崩壊等 による宅地災害、急傾斜地におけるがけ崩れ、地すべり及び土石流等の土砂災害を予防するために必要な施策について定める。 1. 擁壁の崩壊等による宅地災害の予防 【都市整備局】 仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきている。	記述の適正化																												

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第2章 第15節 地盤災害の予防 P163～165</p>	<p>このため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定を行い、その区域内で行われる宅地造成に関する工事については、法に基づく技術基準を適用させることによって災害の防止に努めている。(宅地造成工事規制区域の指定面積 13,162.39 ha)</p> <p>一方、宅地造成等規制法の施行以前に造成された古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられる。</p> <p>このような地区では、昭和53年の宮城県沖地震、平成23年の東日本大震災でも明らかなように、他の地区に比べ大きな宅地被害の発生が懸念される。</p> <p>これらの危険な擁壁等を改善するためには多額の資金を要することのほか、建物等が支障となり工事が困難な場合があること、また、所有者が不在のため日常的に危険性を感じていない等の理由から改善が進まない現状が少なからず見受けられる。</p> <p>このため、引き続きパトロール等による防災指導や宅地造成等規制法に基づく勧告等を行い、改善促進を図る。</p> <p>(1) 宅地造成履歴等情報マップの公表</p> <p>東日本大震災以降、市民の自助、共助等による防災対策推進に向けた意識の高揚を図り、より安全で安心な災害に強いまちづくりを進めるため、市内の造成地の履歴や切土・盛土の区分図などの宅地情報をまとめた宅地造成履歴等情報マップを作成し、広く市民に公表する。</p> <p>(2) 宅地造成工事規制区域内における指導強化</p> <p>宅地造成履歴等情報マップを活用し、特に盛土造成地内における宅地擁壁等に対する防災指導を強化し、宅地災害を未然に防止する。</p> <p>(3) 法施行以前の造成地及び危険擁壁等の把握</p> <p>法令に基づく技術基準を満たしていない危険な擁壁等を抱える宅地の把握に努め、徹底した防災指導を行う。</p> <p>(4) パトロール活動の実施</p> <p>毎年梅雨時期前に、宅地造成工事規制区域を対象とした「宅地防災合同パトロール」を防災関係部局と合同で実施し、擁壁等の点検や防災指導、無許可造成地等の調査と是正指導を行う。</p> <p>(5) 広報活動の実施</p> <p>宅地災害の防止を市政だよりや市ホームページを通して呼びかけるとともに、危険な擁壁等を抱える宅地所有者に対しては、個別に防災のための相談を行う。</p> <p>また、市政出前講座において「わが家の擁壁診断と防災対策」をテーマに、宅地災害に対する防災意識の啓発を行う。</p>	<p>このため、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域において行われる宅地造成に関する工事について</u>、法に基づく技術基準を適用させることによって災害の防止に努めている。</p> <p>一方、古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられる。</p> <p>このような地区では、昭和53年の宮城県沖地震、平成23年の東日本大震災でも明らかなように、他の地区に比べ大きな宅地被害の発生が懸念される。</p> <p>これらの危険な擁壁等を改善するためには多額の資金を要することのほか、建物等が支障となり工事が困難な場合があること、また、所有者が不在のため日常的に危険性を感じていない等の理由から改善が進まない現状が少なからず見受けられる。</p> <p>このため、引き続きパトロール等による防災指導や<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく勧告、宅地擁壁の支援制度の運用等を行い、改善促進を図る。</u></p> <p><u>また、市内の既存の盛土等の調査を行い、現状を公表することで、宅地所有者等の宅地に対する防災意識の向上を図る。</u></p> <p>(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく指導</p> <p><u>法に基づく規制区域内において、宅地擁壁の安全対策等の指導を行い、宅地災害を未然に防止する。</u></p> <p>(2) 宅地擁壁の支援制度</p> <p><u>専門家が宅地擁壁の現地調査や技術的な助言等を行う専門家派遣制度や、老朽化した宅地擁壁の再構築等の安全対策工事に係る助成金制度により、宅地所有者等による老朽化した宅地擁壁等の更新や安全対策を促す。</u></p> <p>(3) パトロール活動の実施</p> <p>毎年梅雨時期前に、宅地造成工事規制区域を対象とした「宅地防災合同パトロール」を防災関係部局と合同で実施し、擁壁等の点検や防災指導、無許可造成地等の調査と是正指導を行う。</p> <p>(4) 広報活動の実施</p> <p>宅地災害の防止を市政だよりや市ホームページを通して呼びかけるとともに、危険な擁壁等を抱える宅地所有者に対しては、個別に防災のための相談を行う。</p> <p>また、市政出前講座において「わが家の<u>宅地点検</u>」をテーマに、宅地災害に対する防災意識の啓発を行う。</p> <p>(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく措置</p> <p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域内の宅地について</u>、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合においては、当該宅地の所有者等に対し次の措置をとる。</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法の改正等のため</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法の改正等による</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法の改正等、及び記載順序の変更</p>

旧頁	旧	新	備考																																													
<p>第2部 第2章 第15節 地盤災害の予防 P164～165</p>	<p>(6) 宅地の防災のための融資制度のあっせん</p> <p>擁壁等の改善のために必要な資金については、住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。</p> <table border="1" data-bbox="409 863 1478 1220"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>融資額</th> <th>金利</th> <th>融資の申込み対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度</td> <td>1,190万円 ※1</td> <td>※2</td> <td>・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仙台市宅地防災工事資金融資制度</td> <td>200万円</td> <td rowspan="2">※3</td> <td>・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1,190万円（令和元年10月時点）又は工事費の9割の、いずれか低い額が上限となる。</p> <p>※2：住宅金融機構が定める融資金利による。</p> <p>※3：融資を受けた者の負担すべき金利は、住宅金融支援機構が定める宅地防災工事に係る融資の利率と、金融機関が定める宅地防災工事に係る融資利率のうち、いずれか低い利率とする。また、住宅金融支援機構が定める宅地防災工事に係る融資の利率とされたときは、本市が、金融機関が定める利率に対する不足分につき、利子補給を行う。</p> <p>(7) 宅地造成等規制法に基づく措置</p> <p>市長は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合においては、当該宅地の所有者等に対し次の措置をとることができる。</p> <table border="1" data-bbox="388 1671 1478 1906"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>措置の内容</th> <th>根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督処分</td> <td>宅地造成に関する工事で、無許可のもの、許可条件違反のもの、又は技術基準に適合しないもの等については、許可の取消し、工事の停止、宅地の使用制限又はその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。</td> <td>第14条</td> </tr> <tr> <td>勧告</td> <td>宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合に</td> <td>第16条</td> </tr> </tbody> </table>	種別	融資額	金利	融資の申込み対象者	住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,190万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者	仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者	300万円	・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者	事項	措置の内容	根拠条文	監督処分	宅地造成に関する工事で、無許可のもの、許可条件違反のもの、又は技術基準に適合しないもの等については、許可の取消し、工事の停止、宅地の使用制限又はその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。	第14条	勧告	宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合に	第16条	<table border="1" data-bbox="1570 212 2647 653"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>法に基づく措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督処分</td> <td>宅地造成に関する工事で、無許可のもの、許可条件違反のもの、又は技術基準に適合しないもの等については、許可の取消し、工事の停止、宅地の使用制限又はその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。</td> </tr> <tr> <td>勧告</td> <td>宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合においては、宅地の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告する。</td> </tr> <tr> <td>改善命令</td> <td>宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 宅地の防災のための融資制度のあっせん</p> <p>擁壁等の改善のために必要な資金については、住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。</p> <table border="1" data-bbox="1570 852 2647 1209"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>融資額</th> <th>金利</th> <th>融資の申込み対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度</td> <td>1,190万円 ※1</td> <td>※2</td> <td>・宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仙台市宅地防災工事資金融資制度</td> <td>200万円</td> <td rowspan="2">※3</td> <td>・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・その他の区域で市長から災害防止のための注意を受けたもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1,190万円（令和元年10月時点）又は工事費の9割の、いずれか低い額が上限となる。</p> <p>※2：住宅金融機構が定める融資金利による。</p> <p>※3：融資を受けた者の負担すべき金利は、住宅金融支援機構が定める宅地防災工事に係る融資の利率と、金融機関が定める宅地防災工事に係る融資利率のうち、いずれか低い利率とする。また、住宅金融支援機構が定める宅地防災工事に係る融資の利率とされたときは、本市が、金融機関が定める利率に対する不足分につき、利子補給を行う。</p> <p>(7) 宅地造成履歴等情報マップの公表</p> <p>東日本大震災以降、市民の自助、共助等による防災対策推進に向けた意識の高揚を図り、より安全で安心な災害に強いまちづくりを進めるため、市内の造成地の履歴や切土・盛土の区分図などの宅地情報をまとめた宅地造成履歴等情報マップを作成し、広く市民に公表する。</p> <p>(8) 既存の盛土等の調査</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査等により、市内の既存の盛土等の現状を把握し、公表することで宅地所有者等の宅地に対する防災意識の向上と、自主的な取組みを促すとともに、必要に応じて対策の検討を行う。</p>	事項	法に基づく措置の内容	監督処分	宅地造成に関する工事で、無許可のもの、許可条件違反のもの、又は技術基準に適合しないもの等については、許可の取消し、工事の停止、宅地の使用制限又はその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。	勧告	宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合においては、宅地の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告する。	改善命令	宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずる。	種別	融資額	金利	融資の申込み対象者	住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,190万円 ※1	※2	・宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者	仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者	300万円	・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・その他の区域で市長から災害防止のための注意を受けたもの	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法の改正等、及び記載順序の変更</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法の改正等、及び記載順序の変更</p>
種別	融資額	金利	融資の申込み対象者																																													
住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,190万円 ※1	※2	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者																																													
仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者																																													
	300万円		・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者																																													
事項	措置の内容	根拠条文																																														
監督処分	宅地造成に関する工事で、無許可のもの、許可条件違反のもの、又は技術基準に適合しないもの等については、許可の取消し、工事の停止、宅地の使用制限又はその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。	第14条																																														
勧告	宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合に	第16条																																														
事項	法に基づく措置の内容																																															
監督処分	宅地造成に関する工事で、無許可のもの、許可条件違反のもの、又は技術基準に適合しないもの等については、許可の取消し、工事の停止、宅地の使用制限又はその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。																																															
勧告	宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合においては、宅地の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告する。																																															
改善命令	宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずる。																																															
種別	融資額	金利	融資の申込み対象者																																													
住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,190万円 ※1	※2	・宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者																																													
仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者																																													
	300万円		・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・その他の区域で市長から災害防止のための注意を受けたもの																																													

旧頁	旧		新	備考
<p>第2部 第2章 第15節 地盤災害の予防 P165</p>	<p>改善命令</p>	<p>おいては、宅地の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告する。</p> <p>宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずる。</p>	<p>第17条</p>	<p>項番の見直し</p>
<p>第2部 第2章 第15節 地盤災害の予防 P166～168</p>	<p>2. かけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 【危機管理局、都市整備局】</p> <p>(1) 現況 本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が8か所、砂防指定地が59か所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は50か所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っている。 このほかにも土石流の発生するおそれのある危険渓流や、かけ崩れの発生するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、本市は、県の事業に協力して新規事業の採択要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所の防災対策に努める。 (資料10-1「土砂災害危険区域等一覧」参照)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) パトロールと広報活動の実施 毎年6月は土砂災害防止月間となっており、県、市及び防災関係機関と合同パトロールを行うとともに、土砂災害危険箇所の点検や無許可の制限行為の有無、及び付近住民に対して防災意識の高揚を図るための広報活動等を実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>		<p>2. かけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 【危機管理局、都市整備局】</p> <p>(1) 現況 本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が8か所、砂防指定地が59か所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は50か所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っている。 このほかにも土石流の発生するおそれのある危険渓流や、かけ崩れの発生するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、本市は、県の事業に協力して新規事業の採択要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所の防災対策に努める。 (資料10-2「土砂三法に基づく指定区域一覧」参照)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) パトロールと広報活動の実施 毎年6月は土砂災害防止月間となっており、県、市及び防災関係機関と合同パトロールにおいて土砂災害警戒区域等の点検を行うとともに、住民に対して防災意識の高揚を図るための広報活動等を実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>資料名及び番号の変更</p> <p>土砂災害危険箇所に関する記載の削除</p>

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章 第15節 地盤災害の予防 P167～168	(6) 土砂災害防止法に基づく対応 (中略) <土砂災害警戒区域等の種類> (表省略) (資料 10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照) (7) 土砂災害危険箇所図の活用等 市民からの土砂災害危険箇所に関する問合せ、相談及び法指定区域の確認等に活用できる よう、宮城県が作成した「土砂災害危険箇所図」を本庁に常備している。 (8) 土砂災害関係法令の概要 (表省略) (資料 10-1「土砂災害危険区域等一覧」参照)	(6) 土砂災害防止法に基づく対応 (中略) <土砂災害警戒区域等の種類> (表省略) (資料 10-1「土砂災害警戒区域等一覧」参照) <u>(削除)</u> <u>(7)</u> 土砂災害関係法令の概要 (表省略) (資料 10-2「土砂三法に基づく指定区域一覧」参照)	資料番号の繰り 上げ 令和6年度以降、 土砂災害危険箇 所図を活用しな いことによる記 載削除 資料名及び番号 の変更
第2部 第2章 第16節 災害支援活動を 支える体制の整 備 P171	4. 専門的支援活動をサポートする体制整備 〔危機管理局、健康福祉局、文化観光局、都市整備局、 消防局、水道局 〕 (中略) (1) 仙台市災害時言語ボランティアの登録・育成 (文化観光局、仙台観光国際協会) 日本語に不慣れなため、災害情報を十分に得にくい外国人に対して通訳等を行うボランテ ィアを登録し、研修会の開催や必要な情報提供を行う。 災害時に、ボランティアは市災害対策本部文化観光部の要請に応じて出動し、仙台市災害 多言語支援センター等において市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る 外国語 による問合せの電話対応等を行う。	4. 専門的支援活動をサポートする体制整備 〔危機管理局、健康福祉局、文化観光局、都市整備局、 消防局、水道局 〕 (中略) (1) 仙台市災害時言語ボランティアの登録・育成 (文化観光局、仙台観光国際協会) 日本語に不慣れなため、災害情報を十分に得にくい外国人に対して通訳等を行うボランテ ィアを登録し、研修会の開催や必要な情報提供を行う。 災害時に、ボランティアは市災害対策本部文化観光部の要請に応じて出動し、仙台市災害 多言語支援センター等において市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る 多言語 による問合せの電話対応等を行う。	表現の修正
第2部 第2章 第17節 教育・訓練の推 進 P174	1. 自助を促進するための啓発 〔危機管理局、市民局、文化観光局、消防局〕 (中略) (1) (略) (2) 啓発の内容 ア～イ (略) ウ 災害発生時・発生のおそれがある時にとるべき行動 ① 地震・津波 : 地震発生時や緊急地震速報を見聞きした時の身の安全の確保、 後発 地震への注意を促す 情報が発表された場合の行動、火の始末、津波警 報等の情報収集、避難情報の収集等 ② 風水害等 : 身の安全の確保、気象情報や警報等の情報収集、避難情報の収集等	1. 自助を促進するための啓発 〔危機管理局、市民局、文化観光局、消防局〕 (中略) (1) (略) (2) 啓発の内容 ア～イ (略) ウ 災害発生時・発生のおそれがある時にとるべき行動 ① 地震・津波 : 地震発生時や緊急地震速報を見聞きした時の身の安全の確保、 北海 道・三陸沖後発地震注意 情報が発表された場合の行動、火の始末、津 波警報等の情報収集、避難情報の収集等 ② 風水害等 : 身の安全の確保、気象情報や警報等の情報収集、避難情報の収集等	国が発表する情 報名に修正

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章 第17節 教育・訓練の推進 P176	6. 防災訓練〔危機管理局、各局区〕 (1) 仙台市総合防災訓練 日本海溝・千島海溝沿いに係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は 後発地震への注意を促す 情報等が発信された場合の情報伝達に係る訓練を実施する。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取り組みの定着に向け、次のような視点から訓練等を実施するものとする。	6. 防災訓練〔危機管理局、各局区〕 (1) 仙台市総合防災訓練 日本海溝・千島海溝沿いに係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は <u>北海道・三陸沖後発地震注意</u> 情報等が発信された場合の情報伝達に係る訓練を実施する。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取り組みの定着に向け、次のような視点から訓練等を実施するものとする。	国が発表する情報名に修正
第2部 第2章 第19節 災害応急体制の整備 P183	<u>(追加)</u>	7. 緊急通行車両の確認手続〔各局区〕 <u>災害応急対策の円滑な実施を図るため、本計画や各局及び区の防災実施計画等に基づき、災害発生直後から使用が見込まれる車両について、当該車両を所管又は調達する各局及び区は、災害発生前に公安委員会への緊急通行車両であることの確認の申出を行い、事前準備を整えておくものとする。</u>	災害対策基本法施行令の改正に伴う各局及び区の対応を追記
第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防 P195	5. 水道施設〔水道局〕 (中略) (1) 水道施設の耐震化 ア (略) イ 管路の耐震化 配水幹線や老朽化した管路などを、耐震性の優れた管種に更新する。特に、 医療機関 への配水経路を確保するため、災害拠点病院 <u>など</u> への管路を優先的に耐震化する。	5. 水道施設〔水道局〕 (中略) (1) 水道施設の耐震化 ア (略) イ 管路の耐震化 配水幹線や老朽化した管路などを、耐震性の優れた管種に更新する。特に、 <u>重要給水施設</u> への配水経路を確保するため、災害拠点病院 <u>等</u> への管路を優先的に耐震化する。	記載の適正化